

生食輸発0530第2号  
平成28年5月30日

各 検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(冷凍野菜等のリステリア・モノサイトゲネス)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第3号(最終改正:平成28年5月30日付け生食輸発0530第1号)に基づき実施しているところです。

今般、米国における冷凍野菜及び果実の自主回収事案を踏まえ、下記のとおりモニタリング検査を実施しますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

1. 対象食品

加熱せずに食する冷凍野菜及び冷凍果実並びに無加熱摂取冷凍食品(野菜加工品、果実加工品に限る。)(以下、「冷凍野菜等」という。)

2. 検査項目

リステリア・モノサイトゲネス

3. 検査件数

299件

4. 検体採取方法

平成28年3月31日付け生食輸発0331第3号「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について」別表第4の微生物によること。

5. 検査方法

「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」(平成26年11月28日付け食安発1128第3号)により試験を実施すること。

6. 措置

検査の結果、リステリア・モノサイトゲネスが100cfu/gを超えて検出された場合には、食品衛生法第6条第3号に違反するものとして取り扱うこと。

(冷凍野菜等のリステリア・モノサイトゲネスの増殖が起きないRTE(喫食前に加熱を要しない調理済み)食品の国際基準、国民一人当たりの野菜類の摂取量等を踏まえた数値)

7. その他

検査を行った食品について検査結果判明前に食品等輸入届出済証を輸入者に交付して差し支えないこととするが、輸入者に対し、当該食品の保管及び流通状況を把握するよう指導すること。